

江別市PPP/PFI手法導入優先的検討指針(案)に対する意見

小野秀司

本検討指針(案)は内閣府、経産省のガイドラインをほぼ無批判に踏襲し、問題点や行政側の負担・リスクが十分に明記されていないと思います。このまま導入したら職員のみなさんの負担は増える一方、民間事業者の提案に対する評価が甘くなり、行政サービスに参入したい業者に江別市が利用されかねないという懸念があります。

ただ、すでに指針案をまとめこの方向で走り出しています。少なくともチェック機能を強化し対象を絞り込むようにしていただきたいと考えます。

以下では、本指針(案)の問題点を指摘します。

①「優先的検討」という名の“事実上の誘導”構造

本指針は名称上「優先的検討」に留まるとしながら以下の記載があります。

- ・従来型手法より先に PPP/PFI を検討することを義務化
- ・一定規模以上(10 億円以上等)は自動的に検討対象
- ・指定管理者制度等は 検討そのものを省略可能とされています(第 2 章、第 3 章)

ここには、以下の問題点があります。

- ・「比較検討」ではなく、PPP/PFI ありきの手続設計
- ・行政内部で「なぜ PPP/PFI を使わないか」を説明する負担が増大
- ・結果として、職員が無難に PPP/PFI を選択するインセンティブが働く

以上、制度的に民間導入をすすめるようなフローになっています。

② VFM の過大評価と“作れる数字”の問題

指針では VFM を中心指標としていますが以下の部分が恣意的に設定可能な構造です。

- ・割引率
- ・利用料金収入の増加想定
- ・民間効率化によるコスト削減率(例:一律 10%)

【問題点】

- ・VFM は「客観指標」とされるが、前提条件次第で結論が変わる
- ・民間側が提示する想定を追認しがちになる
- ・長期契約に伴う将来の物価上昇・制度変更リスクが軽視されている

以上、VFM は「数字で合理的に見せる」ための装置になっています。

③ 行政の“見えない負担増”が全く評価されていない

実はこれが一番欠けていると思うのですが、本指針では、以下の行政コストがほぼ考慮されていません。これでは職員の負担増が避けられません。

- ・長期契約(20～30年)に伴うモニタリング人件費
- ・契約変更・紛争対応の法務負担
- ・要求水準書・仕様管理の高度化に伴う職員の専門負担
- ・失敗時の最終責任は自治体が負うという民間と行政の非対称性

一方、民間の利益・配当は費用項目として明示されています(第4章)。行政の負担は「無償」「無限」と暗黙に扱われているのではないのでしょうか。

④ 民間提案が“検討省略理由”になる危険性

第3章では、民間事業者からPPP/PFI提案があり、客観評価で適切とされる場合には簡易検討を省略可能とされています。

【問題点】

- ・民間が事業設計の主導権を握る
- ・行政は「提案を評価する側」に矮小化されるうえ、十分なチェック能力があるか
- ・サウンディング調査が実質的な事前選定になり得る

以上、行政サービスに「食い込みたい民間」に有利な構造になっています。

⑤ 市民、議会、第三者の関与が制度化されていない

- ・検討委員会は全員が市職員
- ・市民代表、学識者、第三者監査の位置づけなし
- ・議会関与は「最終決定後」を前提

(第7章)

市には優秀な行政マンがそろってはいますが限界もあります。透明性原則を掲げつつ、外部チェックは極めて弱いと思わざるをえません。

⑥ 公共性・公平性より「事業機会創出」が前面に出ている

目的規定(第1章)では、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、地域経済の健全な発展が強調され、市民の権利保障・サービス統制は抽象的です。市民サービス低下などの懸念があります。

【問題点】

- ・公共施設が政策手段から市場対象へ転化
- ・不採算部門・弱者向けサービスの後退リスク
- ・利用料金値上げ・サービス格差の懸念

【結論】

繰り返しになりますが、この指針(案)は、「PPP/PFIは万能であり、行政はそれを上手に使うだけ」という 国主導の考え方を前提にした制度設計であり、以下のリスクが過小評価されています。

- ・行政の長期的統制力低下
- ・職員負担・責任の増大
- ・市民から見えにくい意思決定
- ・民間主導による公共領域の侵食

以上